

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月

湖 西 市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	14
第4	農業を担う者の確保及び育成に関する事項	
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	16
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	17
1	地域計画推進事業に関する事項	18
2	利用権設定等促進事業に関する事項	19
3	農地中間管理事業の実施の促進に関する事項	25
4	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	25
5	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	28
6	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	29
7	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	29
8	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	30
第7	その他	31
別紙		32

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 湖西市（以下「市」という。）は、静岡県最西端にあり、東京・大阪の二大都市圏のほぼ中間に位置し、面積 86.65km²（浜名湖を含む）で、東は浜名湖、西は愛知県豊橋市、北は浜松市北区三ヶ日町、南は太平洋に面している。

気候は温暖で、冬季の日照時間が長く、降霜は12月頃よりみられるが、積雪は稀である。

農地は大きく区分すると、南部地区は畑地、中部地区は水田、北部地区は樹園地という形で利用されているのが現状である。

また、農業上の面的基礎整備は、農村基盤総合整備パイロット事業により平成7年度に完了し、今後は農業振興地域内の優良農地の確保を図ることによって農業振興地域整備計画に即し、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 市の農業構造については、昭和40年代より大規模工場の進出を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加し、兼業農家の高齢化が進んでいる。また、専業農家においても高齢化及び後継者の不在が深刻化している。それらの農家からの農地の流動化や農作業受委託等を進め、地域の農業生産の担い手となる農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）への農地の集積を促進する。

この推進にあたっては、農地中間管理事業等の活用など地区の実情に適した施策を進めるとともに、流動化の総合的な調整と円滑な推進を図るための農地銀行の活動促進や、意欲ある農家集団の活動を通じて積極的な推進を図る。

3 市は、意欲ある担い手農家を中心に、兼業農家も含めた地域農業集団や農用地利用改善団体等、高能率生産組織などの農業を担う者を確保・育成し、地区の土地利用合理化計画により、野菜及び花卉の団地化等生産単位の大型化を図り、生産性の向上を図るとともに、共販体制の充実を図るため、共同栽培管理施設、共同集出荷貯蔵施設等の整備を図り栽培から集出荷までのシステム化を推進する。

4 市は、農業を主業とする効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者が、他産業従事者並みの年間農業所得（農業従事者2人の経営体あたり750万円程度、主たる農業従事者1人あたり400万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800～2,000時間程度）の水準を実現できる農業経営体を育成し、この経営体が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを基本目標として農業経営基盤の強化を促進する。

5 市内農用地の保有及び利用の現況並びに将来（概ね10年後）の目標について

て、農地を保有し、又は利用する者の農業経営に関する意向やその他の農業経営に関する基本的条件を考慮して農用地の利用集積を図るとともに、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業振興を図るために自主的な努力を助長することを旨として農業経営基盤強化促進事業を総合的に実施する。

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、農業経営の発展に意欲的な農業経営体について、地域の農業者の話し合いによる意向把握を行い、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図（以下「目標地図」という。）に担い手として位置づけ、法第 19 条の規定に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する計画（以下、「地域計画」という。）を策定する。

特に農用地の利用集積を進めるにあたり、地域計画の達成に向けて経営規模の拡大と併せて農用地の集団的利用の促進を図る。

又、生産組織については、個別経営体の補完、農業法人への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、県農林事務所等の協力のもと、法人化により経営継承される持続的な経営への誘導、1 次、2 次、3 次産業との融合を図る 6 次産業化を推進し、独自の経営戦略に基づき企業的な経営を展開するビジネス経営体への発展を積極的に推進する。

この場合、これら農業経営体と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等の補助労働力の提供等による役割分担の明確化等地域資源維持管理のための体制整備を図る。

- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等を育成し、従来からの基幹作物であるコデマリやキャベツ、セルリー等の産地としての維持・拡大を図っていくことにより、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

市は、青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から 5 年後）の農業経営における発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

市及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者 1 人あたり 1,800～2,000 時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者 1 人あたりの年間農業所得 300 万円程度）を目標とする。

新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、市は就農希望者に対して、地域計画に農業を担う者と位置づけ、関係機関との協力の下で支援を行うものとする。具体的には、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については県農林事務所や農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力を

あげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

7 市は、目標の達成を支援するため、法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度を推進する。

8 市、農業委員会、農業協同組合、県農林事務所等が十分なる相互の連携の下で指導を行うための体制として、湖西市担い手育成総合支援協議会を設置することにより、農業経営改善計画認定農業者又は今後認定を受け農業経営体への発展を目指す農業者、生産組織等を対象に経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の掲示等の重点指導及び研修会の開催等を行う。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第 1 に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に市及びその周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、市における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

[個別経営体] (農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
①肉牛	乳雄肥育 常時 200 頭 年出荷 170 頭 肥育月数 14 ヶ月	牛舎 1,500 m ² 堆肥舎 700 m ² 粗飼料倉庫 733 m ² トラック 2t 1 台 軽トラック 1 台 ショベルローダー 40PS 1 台 フォークリフト 1 台 動力噴霧器(中) 1 台 飼料カッター 1 台 自動給餌機 一式	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・雇用前提 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・単純作業のパートの活用

	肉専用種 常時 140 頭 年出荷 90 頭 肥育月数 18 ヶ月	牛舎 1,050 m ² 堆肥舎 490 m ² 粗飼料倉庫 490 m ² トラック 2t 1台 軽トラック 1台 ショベルローダー 40PS 1台 フォークリフト 1台 動力噴霧器(中) 1台 飼料カッター 1台 自動給餌機 一式	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・雇用前提 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・単純作業のパートの活用
	交雑種 常時 180 頭 年出荷 130 頭 肥育月数 16 ヶ月	牛舎 1,260 m ² 堆肥舎 630 m ² 粗飼料倉庫 630 m ² トラック 2t 1台 軽トラック 1台 ショベルローダー 40PS 1台 フォークリフト 1台 動力噴霧器(中) 1台 飼料カッター 1台 自動給餌機 一式	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・雇用前提 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・単純作業のパートの活用
②肉牛+果樹	肉牛+ミカン [作付面積] 乳雄肥育 常時 100 頭 年出荷 85 頭 肥育月数 14 ヶ月 露地温州ミカン 200 a	トラック 2t 1台 軽トラック 1台 フォークリフト 1台 ショベルローダー 40PS 1台 飼料カッター 1台 動力噴霧機(中) 1台 管理機 1台 クローラー運搬機 1台 自動給餌装置 1式 牛舎 750 m ² 堆肥処理舎 350 m ² 粗飼料庫 366 m ² 貯蔵庫 66 m ² 作業舎 50 m ² 貯水槽 5 t	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・気象、病害虫情報活用 ・雇用前提 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・単純作業のパート活用 ・収穫時における臨時雇用の確保 ・品種、系統の組み合わせにより収穫期の分散に努める
③酪農	経産牛 60 頭 育成牛 30 頭 飼料畑 10ha	フリーストール牛舎 600 m ² 育成牛舎 150 m ² パーラー(8頭搾乳) コンプリートフィダ	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパー利用による休日制の導入

		ー10PS 1台 バルククーラー2,000 0 1台 トラクター100PS 1台 トラック2t 1台 その他機具 一式 堆肥舎 300 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料管理システムの確立 	
④養豚	養豚一貫 母豚 100 頭 雄豚 3 頭 育成豚 30 頭 肥育豚 1,000 頭	母豚舎 85 m ² 肥育豚舎 1,980 m ² 子豚舎 50 m ² 分娩舎 180 m ² ボブキャット 900kg 1台 トラック2t 1台 トラック1t 1台 堆肥発酵装置スクープ式 一式 堆肥処理ハウス 127 m ² 堆肥舎 270 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・飼料管理システムの確立 ・パソコンによる計数管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・機械化を進めるとともに作業能率を高め、休日制を導入する
⑤採卵鶏	平均飼育羽数 28,000 羽	鶏舎(無窓、高床、3 段)2,000 m ² 鶏糞処理舎 395 m ² 自動化ケージ 一式 洗卵選別機 1台 ショベルローダー 1台 ダンプ 1台 フォークリフト 1台	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・飼料管理システムの確立 ・パソコンによる計数管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・集卵等軽作業のパートを安定的に確保するとともに、機械化を進め、作業能率の向上を図る ・休日制の導入
⑥うずら	総収容羽数 126,000 羽 平均飼育羽数 110,880 羽	ウィンドレス鶏舎 473 m ² 鶏糞処理舎 473 m ² 集卵倉庫・育成舎 120 m ² 自動化ケージ 一式 高床式9段1列 15,750 羽 自動化機器 一式 ショベルローダー 1台 ダンプ 1台 フォークリフト	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・飼料管理システムの確立 ・パソコンによる計数管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・単純作業のパート活用と機械化により休日制の導入を図る

<p>⑦施設野菜</p> <p>セルリー+メロン [作付面積] セルリー120 a メロン 30 a [経営面積] 80 a</p>	<p>1 台</p> <p>トラクター30PS 1 台 深耕ロータリー 1 台 管理機 1 台 温風暖房機 6 台 動力噴霧機 1 台 複合環境制御装置一式 土壌消毒機 1 台 自動畝立て機 1 台 パソコン 1 台 普通トラック 2 t 1 台 運搬車 1 台 ビニールハウス 8,000 m² 作業舎 66 m²</p>	<p>1 台</p> <p>トラクター30PS 1 台 深耕ロータリー 1 台 管理機 1 台 温風暖房機 6 台 動力噴霧機 1 台 複合環境制御装置一式 移植機 1 台 土壌消毒機 1 台 畝立て機 1 台 パソコン 1 台 普通トラック 2 t 1 台 運搬車 1 台 ビニールハウス 7,500 m² 作業舎 66 m²</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・気象、病害虫情報活用 ・雇用前提 	<ul style="list-style-type: none"> ・1 旬 10 日の内 7 日労働 ・臨時雇用確保
<p>セルリー+メロン+エンドウ [作付面積] セルリー50 a メロン 30 a エンドウ 20 a [経営面積] 75 a</p>	<p>トラクター30PS 1 台 深耕ロータリー 1 台 管理機 1 台 温風暖房機 6 台 動力噴霧機 1 台 複合環境制御装置一式 移植機 1 台 土壌消毒機 1 台 畝立て機 1 台 パソコン 1 台 普通トラック 2 t 1 台 運搬車 1 台 ビニールハウス 7,500 m² 作業舎 66 m²</p>	<p>トラクター30PS 1 台 深耕ロータリー 1 台 管理機 1 台 温風暖房機 3 台 動力噴霧機 1 台 複合環境制御装置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・気象、病害虫情報活用 ・自家労働前提 	<ul style="list-style-type: none"> ・1 旬 10 日の内 7 日労働
<p>セルリー+メロン+露地野菜 [作付面積] セルリー50 a メロン 30 a</p>	<p>トラクター30PS 1 台 管理機 1 台 温風暖房機 3 台 動力噴霧機 1 台 複合環境制御装置</p>	<p>トラクター30PS 1 台 管理機 1 台 温風暖房機 3 台 動力噴霧機 1 台 複合環境制御装置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・気象、病害虫情報活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・1 旬 10 日の内 7 日労働

	露地野菜 100 a [経営面積] 155 a	一式 普通トラック 2 t 1 台 運搬車 1 台 ビニールハウス 5,500 m ² 作業舎 66 m ²	報活用 ・自家労力前提 ・エンドウは選果 場利用が前提	
	ミニトマト専 作 [作付面積] ミニトマト 40 a [経営面積] 40 a	トラクター30PS 1 台 管理機 1 台 動力噴霧機 1 台 複合環境制御装置 一式 常温煙霧機 1 台 暖房機 4 台 ビニールハウス 4,000 m ² 普通トラック 2 t 1 台 作業舎 66 m ²	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・気象、病害虫情 報活用 ・雇用前提	・1 旬 10 日の内 7 日労働 ・雇用の確保
	トマト+メロ ン [作付面積] トマト 40 a メロン 20 a [経営面積] 40 a	トラクター30PS 1 台 管理機 1 台 動力噴霧機 1 台 常温煙霧機 1 台 暖房機 6 台 ビニールハウス 4,000 m ² 普通トラック 2 t 1 台 作業舎 66 m ²	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・気象、病害虫情 報活用 ・自家労力前提	・1 旬 10 日の内 7 日労働
	コマツナ専作 [作付面積] コマツナ 400 a [経営面積] 50 a	トラクター30PS 1 台 管理機 1 台 動力噴霧機 1 台 暖房機 6 台 ビニールハウス 5,000 m ² 普通トラック 2 t 1 台 作業舎 66 m ²	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・気象、病害虫情 報活用 ・雇用前提	・1 旬 10 日の内 7 日労働 ・雇用の確保
	チンゲンサイ 専作 [作付面積]	トラクター30PS 1 台 管理機 1 台	・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施	・1 旬 10 日の内 7 日労働 ・雇用の確保

	チンゲンサイ 210 a [経営面積] 30 a	動力噴霧機 1台 自動畝立機 1台 暖房機 6台 ビニールハウス 3,000 m ² 普通トラック 2t 1台 作業舎 66 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・気象、病害虫情報活用 ・雇用前提 	
	イチゴ専作 [作付面積] イチゴ 40 a [施設面積] 40 a	動力噴霧器 1台 高設栽培システム 一式 暖房機 3台 ビニールハウス 4,000 m ² 普通トラック 1t 1台 作業舎 33 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・気象、病害虫情報活用 ・自家労力前提 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫作業時における臨時雇用従事者の確保
⑧露地野菜	キャベツ+バ レイショ [作付面積] キャベツ 300 a バレイショ 150 a [経営面積] 300 a	トラクター50PS 1台 トラクター15PS 1台 管理機 1台 動力噴霧機 1台 磨き機 1台 重量選別機 1台 移植機 1台 育苗施設 495 m ² 普通トラック 2t 1台 軽トラック 1台 作業舎 66 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・気象、病害虫情報活用 ・自家労力前提 	<ul style="list-style-type: none"> ・1旬10日の内7日労働
	キャベツ+バ レイショ+ダ イコン [作付面積] キャベツ 150 a バレイショ 150 a ダイコン 50 a [経営面積] 200 a	トラクター50PS 1台 トラクター15PS 1台 管理機 1台 動力噴霧機 1台 磨き機 1台 重量選別機 1台 移植機 1台 育苗施設 150 坪 普通トラック 2t 1台 軽トラック 1台 作業舎 66 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・気象、病害虫情報活用 ・自家労力前提 	<ul style="list-style-type: none"> ・1旬10日の内7日労働

⑨施設花卉	施設ギク専作 [作付面積] 施設ギク(周年作) 45 a [経営面積] 45 a	温風暖房機 動力噴霧機(中) 1台 トラック 1 t 1台 トラクター30PS 1台 無人防除装置 4,500 m ² 自動選花機 1台 屋根型ハウス 4,500 m ² 内装カーテン 複合環境制御装置 冷蔵庫 作業舎 66 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・ブランド化推進 ・流通管理システムの確立 ・作業日誌の記帳 ・気象、病害虫情報活用 ・雇用前提 	<ul style="list-style-type: none"> ・機械導入による省力化の推進 ・休日制の導入 ・施設内軽作業における常時雇用の確保
	ガーベラ専作 [作付面積] ガーベラ 50 a [経営面積] 50 a	温風暖房機 動力噴霧機(中) 1台 トラック 1 t 1台 トラクター30PS 1台 無人防除装置 5,000 m ² 自動選花機 1台 屋根型ハウス 5,000 m ² 複合環境制御装置 冷蔵庫 作業舎 66 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・ブランド化推進 ・流通管理システムの確立 ・作業日誌の記帳 ・気象、病害虫情報活用 ・雇用前提 	<ul style="list-style-type: none"> ・機械導入による省力化の推進 ・休日制の導入 ・施設内軽作業における常時雇用の確保
	カーネーション専作 [作付面積] カーネーション 50 a [経営面積] 50 a	温風暖房機 動力噴霧機(中) 1台 トラック 1 t 1台 トラクター30PS 1台 無人防除装置 5,000 m ² 自動選花機 1台 屋根型ハウス 5,000 m ² 複合環境制御装置 冷蔵庫 作業舎 66 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・ブランド化推進 ・流通管理システムの確立 ・作業日誌の記帳 ・気象、病害虫情報活用 ・雇用前提 	<ul style="list-style-type: none"> ・機械導入による省力化の推進 ・休日制の導入 ・施設内軽作業における常時雇用の確保
	トルコキョウ専作 [作付面積] トルコキョウ 60 a [経営面積] 30 a	温風暖房機 動力噴霧機(中) 1台 トラック 1 t 1台 トラクター30PS 1台 無人防除装置 3,000 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・ブランド化推進 ・流通管理システムの確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・機械導入による省力化の推進 ・休日制の導入 ・施設内軽作業における常時雇用の確保

		自動選花機 1台 屋根型ハウス 3,000 m ² 複合環境制御装置 冷蔵庫 作業舎 66 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・作業日誌の記帳 ・気象、病害虫情報活用 ・雇用前提 	
	洋ラン [作付面積] 洋ラン 45 a [経営面積] 45 a	温風暖房機 動力噴霧機(中) 1台 トラック 1 t 1台 トラクター30PS 1台 無人防除装置 4,500 m ² 屋根型ハウス 4,500 m ² 複合環境制御装置 1台 冷蔵庫 作業舎 66 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・ブランド化推進 ・流通管理システムの確立 ・作業日誌の記帳 ・気象、病害虫情報活用 ・雇用前提 	<ul style="list-style-type: none"> ・機械導入による省力化の推進 ・休日制の導入 ・施設内軽作業における常時雇用の確保
	コデマリ+アマリス [作付面積] コデマリ 50 a アマリス 50 a [経営面積] 100 a	温風暖房機 動力噴霧機(中) 1台 トラック 2t 1台 動力耕運機 5 PS 1台 複合環境制御装置 トラクター30PS 1台 サブソイラー 1台 パイプハウス 10,000 m ² 作業舎 60 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・ブランド化推進 ・流通管理システムの確立 ・作業日誌の記帳 ・気象、病害虫情報活用 ・雇用前提 	<ul style="list-style-type: none"> ・軽作業の臨時雇用従事者の確保 ・長期休暇の導入 ・収穫期をずらすことによる労力の分散
	コデマリ+切花類(ヒペリカム、アスパラガスミリオン、センリョウ) [作付面積] コデマリ 50 a 切花類 30 a [経営面積] 80 a	温風暖房機 動力噴霧機(中) 1台 トラック 2t 1台 動力耕運機 5 PS 1台 トラクター30PS 1台 サブソイラー 1台 パイプハウス 8,000 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・ブランド化推進 ・流通管理システムの確立 ・作業日誌の記帳 ・気象、病害虫情報活用 ・雇用前提 	<ul style="list-style-type: none"> ・12月の農繁期(センリョウ)における雇用従事者の確保 ・長期休暇の導入 ・収穫期をずらすことによる収穫

<p>⑩施設花卉＋露地花卉</p>	<p>施設キク＋露地キク [作付面積] 施設キク 50 a 露地キク 20 a [経営面積] 70 a</p>	<p>温風暖房機 動力噴霧機(中) 1台 トラック 2t 1台 動力耕運機 5 PS 1台 パイプハウス 5,000 m² 作業舎 60 m²</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・ブランド化推進 ・流通管理システムの確立 ・作業日誌の記帳 ・気象、病害虫情報活用 ・雇用前提 	<ul style="list-style-type: none"> ・機械導入による省力化の推進 ・休日制の導入 ・施設内軽作業における常時雇用の確保
<p>⑪施設花卉＋果樹</p>	<p>コデマリ＋ミカン [作付面積] コデマリ 50 a 露地温州ミカン 100 a [経営面積] 150 a</p>	<p>トラック 2t 1台 軽トラック 1台 温風暖房機 動力噴霧機(中) 1台 エンジン 1台 動力耕運機 5 PS 1台 クローラー運搬機 1台 パイプハウス 5,000 m² 作業舎 66 m² 貯蔵庫 66 m² 貯水槽 5 t</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・気象、病害虫情報活用 ・雇用前提 	<ul style="list-style-type: none"> ・軽作業における臨時雇用の確保 ・収穫作業における臨時雇用従事者の確保 ・ミカンの品種、系統と組み合わせにより、収穫期の分散に努める ・機械化を前提とした経営も考えられる
<p>⑫果樹＋水稻</p>	<p>ミカン＋水稻 [作付面積] 露地温州ミカン 300 a 水稻 700 a [経営面積] 1000 a</p>	<p>トラック 2t 1台 軽トラック 1台 フォークリフト 1台 動力噴霧機 1台 管理機 1台 クローラー運搬機 1台 貯蔵庫 165 m² 作業舎 100 m² 貯水槽 5 t トラクター30PS 1台 コンバイン 1台 田植え機 1台 育苗器 1台 は種機 1台 パイプハウス 100 m²</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・気象、病害虫情報活用 ・雇用前提 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日の導入 ・ミカン摘果、収穫時における臨時雇用の確保 ・ミカンの品種、系統の組み合わせによる収穫期の分散 ・耕作組合 ・団地化 ・機械の共同使用

<p>⑬ 水稻＋露地野菜</p>	<p>水稻＋キャベツ [作付面積] 水稻 700 a キャベツ 80 a [経営面積] 780 a</p>	<p>トラクター30PS 1台 管理機 1台 動力噴霧機 1台 普通トラック 2t 1台 コンバイン 1台 田植え機 1台 育苗機 1台 播種機 1台 パイプハウス 100 m² 作業舎 66 m²</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・気象、病虫害情報活用 ・自家労力前提 	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作組合 ・団地化 ・機械の共同使用
<p>⑭ 水稻＋施設花卉 (コデマリ、アマリリス、センリョウ等)</p>	<p>水稻＋切花類 [作付面積] 水稻 700 a 切花類 30 a [経営面積] 730 a</p>	<p>温風暖房機 トラクター30PS 1台 管理機 1台 動力噴霧機 1台 普通トラック 2t 1台 コンバイン 1台 田植え機 1台 育苗機 1台 播種機 1台 サブソイラー 1台 パイプハウス 3100 m² 作業舎 66 m²</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・気象、病虫害情報活用 ・自家労力前提 	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作組合 ・団地化 ・機械の共同使用

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の6に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に湖西市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、湖西市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

〔個別経営体〕（農業経営の指標の例）

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
①セルリー	[作付面積] セルリー60a (ハウス30a ×2作) [経営面積] 30a	ビニールハウス 3,000㎡ トラクター15PS 1台 管理機 1台 動力噴霧器 1台 トラック 1台	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・気象、病虫害情報活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫時における臨時雇用の確保
②コデマリ+ミカン	[作付面積] コデマリ20a ミカン100a [経営面積] 120a	ビニールハウス 2,000㎡ トラクター20PS 1台 管理機 1台 動力噴霧器 1台 温風暖房機 トラック 1台	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・気象、病虫害情報活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫時における臨時雇用の確保
③キャベツ+バレイショ	[作付面積] キャベツ150a バレイショ 60a [経営面積] 150a	トラクター20PS 1台 管理機 1台 動力噴霧器 1台 マルチャー 1台 掘り取り機 1台 トラック 1台	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・気象、病虫害情報活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫時における臨時雇用の確保

④エンドウ+メロン	[作付面積] エンドウ 20a メロン 20a [経営面積] 20 a	ビニールハウス 2,000 m ² トラクター15PS 1台 管理機 1台 動力噴霧器 1台 温風暖房機 トラック 1台	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳 ・経営と家計分離 ・青色申告の実施 ・市況情報の活用 ・作業日誌の記帳 ・気象、病虫害情報活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日制の導入 ・収穫時における臨時雇用の確保
-----------	---	--	--	--

第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の基幹作物であるコデマリやキャベツ、セルリー等や養豚業などの農畜産物を安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。

このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、県農業経営・就農支援センター、県青年農業者等育成拠点、県立農林環境専門職大学及び同短期大学部、県農林事務所、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用施設及び機械等の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営体等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、高齢者及び非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、湖西市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

最後に、担い手不在地域で新たな担い手を確保するために、静岡県農業法人誘致推進連絡会に参画し、農業法人等の誘致活動に積極的に取り組む。

2 市町が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県農林事務所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希

望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談への対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行える職員を設置するとともに、湖西市が主体となって、県、農業委員会、農業協同組合等の関係団体が連携して湖西市担い手育成総合支援協議会を設立し、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農地・農業用施設及び機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 農業委員会、県農業会議及び県農地中間管理機構は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。
- ③ 農業協同組合は、新規就農者等の作物ごとの営農技術等の指導、経営の移譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関への提供を行うとともに、必要に応じて農業用機械の貸与、雇用や農作業の委託のあっせんなど必要なサポートを行う。
- ④ 県青年農業者等育成拠点は、県の研修事業を実施するとともに、研修生への助言指導、青年農業者組織の活動支援や交流促進の支援等を行う。

4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収

集・相互提供

新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、市は就農希望者に対して、地域計画に農業を担う者と位置づけ、関係機関との協力の下で支援を行うものとする。具体的には、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については県農林事務所や農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する事項

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営体の地域における農用地面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営体が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
80%	

(2) 効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した地域計画の達成に資するために、農地中間管理事業の実施を推進し、効率的かつ安定的な農業経営における農用地の面的集積の割合を高める。

また、一年間のうちに一定期間利用されない農用地は、当該期間の賃借権等を担い手に設定することを推進し、農用地の利用の高度化を図る。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

市の中央部においては、水稻を主体とする土地利用型農業が中心であり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停

滞している。

また、市の北部では、樹園地としての利用が中心となっているが、傾斜地も多く、農作業の効率化の妨げとなっている。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため分散錯圃の状況を解消し、担い手間の調整や再基盤整備を行うことで担い手の農用地の連担化や団地面積の増加を図る。

また、担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、新規就農の促進や経営規模拡大を目指すビジネス経営体等の誘致活動の推進等を図る。

(3) 関係団体等との連携体制

市は、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への集積、集約を促進するため、県農林事務所、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等が連一体となって施策・事業等の推進を実施する。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、静岡県が策定した「静岡県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、市の農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業に関する事項
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- ④ 基盤整備を契機とした農用地の利用集積の推進
- ⑤ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ⑥ 受託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑦ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑧ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を促進する事業
- ⑨ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 南部地区においては、圃場整備としての土地基盤が充足している地域であり、キャベツ・ダイコン・バレイショ等の露地野菜やエンドウ・セルリー等の施設野菜が作付けされており、農用地 342ha のうち畑地としての利用が大部分を占めている。今後においても、野菜生産の主産地としての農地の利用を促進し、土地利用型農業と資本集約型農業の調和した団地化を促進するため、農用地利用集積活動を実施する。

イ 中部地区においては、笠子川、太田川流域に形成された低地の大半が水田として利用され、丘陵地は畑地で、キク等の花卉が生産されているのが現状である。農家、非農家、工業と混住化が著しく、後継者もなく高齢化が進み、荒廃農地の問題が生じている中、集約的花卉類の団地化を推進するため、農用地利用集積活動を実施する。

ウ 北部地区においては、山麓の緩傾斜地に展開する農用地の 55%が樹園地であり、良質なミカンが生産されているが、温州ミカン園地再編対策事業との整合を図りながら品質更新等により樹園地として利用し、また一部については施設園芸としての畑地への転換を図っていく。なお、農用地の 25%にあたる畑地については、コデマリ等の花卉が生産されており、今後とも花卉・花木の高品質生産地として位置付けをしていく。土地基盤の完了した水田については、良質米が生産されるが、汎用田としての利用を進める。

市は高齢化が進むなかで優良圃場の有効利用と農業団地化の推進を図るため、農地の利用集積を促進する。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 地域計画推進事業に関する事項

(1) 農業者等による協議の場の設置の方法

農業者等による協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市町の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、県農林事務所、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

(2) 地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他地域計画推進事業に関する事項

地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条に基づき、農用地利用集積計画に関する経過措置の期間中は、以下のとおり農用地利用集積計画を定め、公告することができるものとする。

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合。次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者の農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として農業経営に従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するために利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率

的に利用することができるものと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が改正前の法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
 - ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - イ 市長への確約書の提出や市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定

等を受けた後において備えるべき要件は、別紙 1 のとおりとする。

(2) 利用権の設定等の内容等

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙 2 のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成にあたっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から改正前の農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第 7 号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の作成手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施にあたり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可基準に従って許可しうるものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施にあたり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可の基準に従って許可しうるものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 市は、(5) の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 30 日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 市の農業委員会は、認定農業者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、市に、農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地

区内の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。

- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4) の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 90 日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、(5) の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ② 市は、(5) の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるにあたっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1) に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するものとする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1) の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積（(1) の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の

氏名又は名称及び住所

- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、改正前の農地法第６条の２で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨
- ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
- （ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- （イ）原状回復の費用の負担者
- （ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- （エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- （オ）その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

（８）同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（７）の②に規定する土地ごとに（７）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得るものとする。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が５年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について２分の１を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

（９）公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告するものとする。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

市は、解除条件付きの貸借権又は使用貸借による権利の設定を受けた物からの農用地の利用状況の報告(改正前の農地法施行規則第60条の2)があった場合は、その写しを農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後、借賃又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努めるものとする。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより貸借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る貸借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を市の公報に記載するとともにその他所定的手段により公告する。

④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

3 農地中間管理事業の実施の促進に関する事項

(1) 市は、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した地域計画の達成に資するために、農地中間管理機構である公益社団法人静岡県農業振興公社との連携のもとに、農地中間管理事業の実施を推進する。

(2) 市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした農地中間管理事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報交換、事業の協力を行うものとする。

4 基盤整備を契機とした農用地の利用集積の推進

生産性の向上、ほ場の効率的活用を推進するため、基盤整備事業の積極的な導入により、ほ場の大型化を推進する。また、集団化した農用地の利用条件の改善を図るため、集落段階での土地利用調整を推進する。さらに、換地を契機とした利用権の設定、地域計画の策定や農地中間管理事業等を要件とした基盤整備事業、農作業受託の総合的推進等により、地域農業の担い手に対する農用地の利用集積を促進する。

5 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進するものとする。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが

適当であると認められる区域とするものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他の必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6号-1の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用既定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用既定の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程

を市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更について準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及びその見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年法令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をするものとする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者とみなし、同様に特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導・援助

- ① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導・援助に努めるものとする。
- ② 市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農林事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導・助言を求めてきたときは、湖西市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

6 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組の推進
- ウ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- エ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発

- オ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- カ 地域及び作目ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- キ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申し出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

7 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するためには、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り込むこととし、経営分析による経営の合理化や家族経営協定締結による労働時間、休日等の就業条件や役割分担の明確化を推進する。また、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

農業者の減少や高齢化に対応し、集落営農組織や企業等多様な担い手の確保・育成も進める。

8 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

県農業経営・就農支援センター、青年農業者等育成拠点や県農林事務所、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、就農に向けた情報の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行

う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

ウ 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については県農業経営・就農支援センター、青年農業者等育成拠点、技術や経営ノウハウについての習得については静岡県農林環境専門職大学及び同短期大学部等、就農後の営農指導等フォローアップについては県農林事務所、農業協同組合、湖西市認定農業者や農業経営士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の策定、見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化し、湖西市農業振興協議会等との交流の機会を設ける。

また、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

9 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化に促進するために必要なその他の関連施設との連携

市は、1から6までに挙げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 市は、昭和42年に全面通水して老朽化している豊川用水施設整備を推進し、農業経営基盤強化に資するよう努める。
- ② 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、農業委員会、県農林事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、県農業経営・就農支援センターその他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第5で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併

せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、県農林事務所、農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう、湖西市担い手育成総合支援協議会のもとで、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮するものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

1 この基本構想は、平成6年9月16日から施行する

附則

1 この基本構想は、平成9年2月12日から施行する

附則

1 この基本構想は、平成12年4月4日から施行する

附則

1 この基本構想は、平成18年4月3日から施行する

附則

1 この基本構想は、平成22年6月10日から施行する

附則

1 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する

附則

1 この基本構想は、令和4年2月1日から施行する

附則

1 この基本構想は、令和5年9月1日から施行する

別紙 1（第 6 の 2（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、改正前の法第 18 条第 2 項第 2 号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合に利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・改正前の法第 18 条第 3 項第 2 号イに掲げる要件

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業協同組合法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 93 条第 2 項第 2 号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（3）土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項各号に掲げる事業（同項第 6 号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号）第 1 条第 6 号若しくは第 7 号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第6の2（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合。

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度及び農地中間管理事業関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものとする場合には、その借賃は、それを金銭に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする この場合において、その金銭以外のものとする借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことによりその他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のものとする場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3に同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定にあたっては農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③の中「借賃」とあるのは「損益」と、「貸賃人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者をいう。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事業の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基礎とし、その土地の生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用増進計画に基づく法律関係は失効するものとする。 なお、農業者年金基金が所有権移転を行う場合の取扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。

